

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(3)
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	令和3年11月8日
【提出日】	令和3年11月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的、重要提案行為等、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	片倉工業株式会社
証券コード	3001
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成23年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル (General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

## (2)【保有目的】

ポートフォリオ投資
-----------

## (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,519,931
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,519,931
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,519,931
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年8月13日現在)	V	35,215,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		10.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		10.00

(注) 「上記提出者の株券等保有割合」は、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合である。  
小数点以下4桁を四捨五入して小数点以下3桁まで算出すると9.996%となる。

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有株券の総数のうち、270,000株はNomura (International) Hong Kong との2021年4月1日付消費貸借により借り入れたものであり、300,000株はDeutsche Bank AG との2021年4月1日付消費貸借により借り入れたものである。

提出者は、株式会社かたくら（以下「かたくら」という。）との間で、提出者が運営するファンドが所有する普通株式の全てについて、かたくらが2021年11月8日に開始した公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」という。）を同日付で締結した。かたくら及び提出者は、応募の前提条件として、( )かたくらが本応募契約に違反していないこと、及び( )本公開買付けで企図される発行者株式の買付けが法令に違反しておらず、かつ、金融庁その他当局から本公開買付けで企図される発行者株式の買付けが法令に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないことに合意している。提出者は、その任意の裁量により当該前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていない。その他、本応募契約においては以下の内容等について合意している。(a)提出者は、( )提出者が運営するファンドが所有する発行者株式について本応募契約に従って本公開買付けに応募する正当な権限を有していること、及び( )提出者が運営するファンドが所有する発行者株式は質権等いかなる担保権の制限に服していないこととの表明保証が真実かつ正確である。(b)非公開化又は提出者がこれまで発行者に対して積極的に行ってきた提案と一致する内容の経営計画を持ち、発行者が将来にわたって持続的な成長を遂げることに有益な貢献を果たすと提出者が判断する第三者が、本公開買付け価格（又は本公開買付けの開始日以降にかたくらが本公開買付け価格をそれより高い価格に上方修正した場合はその価格）より大幅に高い価格で買い付ける提案を行う場合であって、本公開買付けに対して応募することが投資家に対して提出者が負っている受託者責任に反すると提出者が判断する場合には、提出者は応募義務に拘束されない。

本公開買付けの公開買付期間は、2021年12月21日までとされており、決済の開始日は2021年12月28日とされている。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	3,923,261
上記(Y)の内訳	ファンドの資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,923,261

(注) 取得資金は、処分前の1株券等あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じて得られる額を、処分前の取得資金の額から差し引く方法により計算しております。

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地